

岐阜労働局長安全パトロール実施要領

1 実施者

岐阜労働局

2 目的

第 91 回目の全国安全週間（平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 7 日まで）において、産業界の自主的な労働災害防止活動の推進と、広く一般国民の安全意識の高揚などを図る取組の一環として、岐阜労働局長が作業現場の安全パトロールを実施し、県内事業場における積極的な労働災害防止の取組を啓発することを目的としています。

県内の労働災害は長期的には減少傾向となっているものの、平成 29 年の死亡災害は 19 人（前年比 1 人増）、休業 4 日以上之死傷災害は、2,012 人（同 30 人増）と 4 年ぶりに 2 千人台となりました。また、平成 30 年は 5 月末で死亡災害 5 人（前年同月比 6 人減）となっているものの、死傷災害は 714 人（同 55 人増、8.3%増）となっています。

このうち製造業の平成 29 年の死傷災害は、昭和 50 年以降で最少の 673 人（前年比 4.8%減）となりましたが、本年は 5 月末で 10.3%の増加となり、一酸化炭素中毒による死亡災害も発生しています。特に、本年度から 2022 年度までの岐阜労働局第 13 次労働災害防止推進計画においては、死亡災害 15%以上減を目標として、製造機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止、STOP！転倒災害プロジェクトなどの推進が重要となっています。

このため、安全衛生活動に積極的に取り組む地元企業を労働局長が自らパトロールし、経営トップの安全への所信、職場安全パトロールの実施状況等を確認し、経営トップ主導による労働災害の根絶に向けた取組を働きかけます。

また、企業の積極的な取組事例を広く周知し、県内の安全活動定着に向けて気運の醸成を図ります。

3 実施日時

平成 30 年 7 月 2 日（月） 13：30～15：30

4 パトロール実施事業場

(1) 名称

岐阜車体工業株式会社

(2) 所在地

各務原市鶉沼三ツ池町 6-455

(3) 業種

輸送用機械等製造業

(4) 労働者数

約 2,400 人

5 パトロール実施者

岐阜労働局長、岐阜労働基準監督署長ほか

6 スケジュール

(1) あいさつ等	13：30～13：55
① 岐阜労働局長挨拶	13：30～13：35
② 事業場代表者挨拶	13：35～13：40
③ 事業場概要、安全衛生取組状況等説明	13：40～14：00
④ パトロール時の注意事項説明、移動	14：00～14：10
(2) 安全パトロール	14：10～14：50
(3) 講評と意見交換	14：50～15：30

7 取材時の注意事項

- (1) 保護帽等の準備のため、平成30年6月28日(木)17:00までに、取材する記者等の人数、保護帽の貸与希望、車両台数等を岐阜労働局労働基準部健康安全課まで連絡願います。

(連絡先：健康安全課 産業安全専門官 牧野 まきの 宏俊 ひろとし 058-245-8103)

- (2) 当日は、13時20分までに、岐阜車体工業(株)正門受付へ集合してください。この際、駐車場は、正門北側駐車場の指定位置を利用し、係員の誘導に従ってください。(別図参照)
- (3) 取材時の服装は、長袖の上着、長ズボン、靴(ヒールのないもの又はスニーカー)等、生産現場にふさわしい服装、履物としてください。また、できる限り、腕章等報道機関名が分かるような物を着用してください。
- (4) パトロール前の打合せ会場からパトロール実施場所までは、移動用バスを使用しますので、移動時は係員の誘導に従ってください。
- (5) 現場パトロール時は、事業場が指定するエリア以外に立ち入らないでください。また、現場パトロール時の撮影可能場所は、事業場が指定するエリアに限ります。

8 その他

悪天候等、不測の事態が発生した場合は、関係者と協議のうえ、実施の可否を決定します。

以上